

黒潮町デジタル化推進計画

Ver.1



第1版

2022(令和4)年11月

高知県黒潮町



黒潮町

黒潮町デジタル化推進計画

Ver 1.0

第1版

2022(令和4)年11月発行

<概要編>

1. 背景
2. DXとは
3. 黒潮町の現状と課題
4. 目的
5. 本計画の位置づけ
6. 計画期間
7. 計画の推進体制および推進手法
8. 行動指針
9. 基本方針
10. 施策の概要

<詳細編>

施策の詳細を記載しています

<概要編>



(1) 世の中の動向

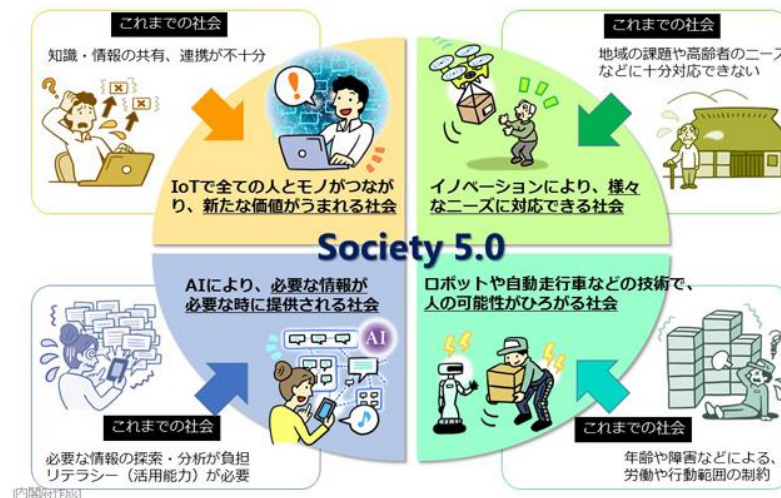
我が国が実現を目指すべき未来社会の姿として、狩猟、農耕、工業、情報に次ぐ、人類史上5番目の社会「**創造社会 (Society5.0)**」が第5期科学技術基本計画(2016年1月策定)によって初めて提唱されました。

Society5.0は「**超スマート社会**」とも呼ばれ、新しい価値やサービスが次々と創造され、人々に豊かさをもたらすとともに、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実社会)を高度に融合することにより、経済的発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会を目指すこととされています。



これまでのSociety4.0(情報社会)では、コンピュータやインターネット、携帯電話等の普及により、いつでも・どこでも情報を入手できるようになりました。しかしながら、知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分であるという問題がありました。そのため、年齢や障害などによる労働や行動範囲の制約があったり、少子高齢化や地方の過疎化等、課題やニーズに十分に対応できませんでした。また、必要な情報の探索・分析には高度な情報活用能力(リテラシー)が必要とされていました。

Society5.0では、IoT(Internet of Things)で全ての人とモノが繋がり、知識や情報が共有され、さらには人工知能(AI)、ロボット、5G等の技術革新により、経済発展と社会的課題の解決の両立を目指します。



出典：内閣府。“Society5.0”. https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/, (参照2022-06-21).

(2) 新型コロナウイルスの流行とデジタル庁創設

2019(令和元)年から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症への対応では、自治体の情報収集・集約・共有、給付金の支給手続き、非接触・非対面実現のための新たなサービス提供など、デジタル化における様々な課題が露呈しました。陽性者の集約もアナログが中心であったために感染拡大の把握が遅れ、深刻な影響をもたらしました。他の先進国と比較してもデジタル化の遅れが顕著になっており、また縦割り行政の弊害で情報の共有化、デジタル化が遅々として進まないことから、省庁横断型のデジタル推進組織として、デジタル庁が創設されることとなりました。

(3) 行政のデジタル化に関する動き

コロナ禍以前より行政サービスのオンライン化は検討されており、2019(令和元)年5月に公布された「**デジタル手続法**」では社会全体のデジタル化と、デジタル化の基本原則が定められました。

2019(令和元)年12月に閣議決定した「デジタル・ガバメント実行計画」では、オンライン化対象手続が示されました。

2020(令和2)年12月に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「**デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～**」が示されました。また、デジタル社会を形成するための基本10原則も示されました。

デジタル化の基本原則

- ① **デジタルファースト**：個々の手続き・サービスが一貫してデジタルで完結
- ② **ワンスオンリー**：一度提出した情報は二度提出が不要
- ③ **コネクテッド・ワンストップ**：民間を含む複数の手続き・サービスを一元化

デジタル社会を形成するための10原則

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| ① オープン・透明 | ② 公平・倫理 | ③ 安心・安全 |
| ④ 継続・安定・強靭 | ⑤ 社会課題の解決 | ⑥ 迅速・柔軟 |
| ⑦ 包摂・多様性 | ⑧ 浸透 | ⑨ 新たな価値の創造 |
| ⑩ 飛躍・国際貢献 | | |

さらには同月に閣議決定した「デジタル・ガバメント実行計画」において、2025(令和7)年度を目途とした地方自治体の業務システムの標準準拠システムへの移行、共通のクラウド基盤であるガバメントクラウド(Gov-Cloud)への対応方針が示されました。

※デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画策定により、2021(令和3)年12月に廃止

2021(令和3)年6月に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、同年9月のデジタル社会形成基本法の施行を見据え、我が国が目指すデジタル社会と推進体制や、デジタル社会形成に向けた基本的な施策が示されました。

同年9月、デジタル社会形成基本法等が施行され、司令塔ともなる「デジタル庁」が発足、以降、国・地方・事業者が一体となった「デジタル社会」の形成に向けた取り組みが進められています。

2021(令和3)年12月に閣議決定した「**デジタル社会の実現に向けた重点計画**」では、デジタル分野における各省庁の取り組み内容や工程表が明らかにされました。オンライン化対象手続、また、デジタル社会の実現に向けた構造改革の原則である、「デジタル原則」も盛り込まれました。

デジタル改革・規制改革・政改革の共通指針

デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則

- ① デジタル完結・自動化原則
- ② アジャイルガバナンス原則(機動的で柔軟なガバナンス)
- ③ 官民連携原則(GtoBtoCモデル)
- ④ 相互運用性確保原則
- ⑤ 共通基盤利用原則

デジタル社会の実現に向けた重点計画

デジタルにより目指す社会

デジタル社会の実現に向けての理念・原則

デジタル化の基本戦略

デジタル社会の実現に向けた施策

今後の推進体制

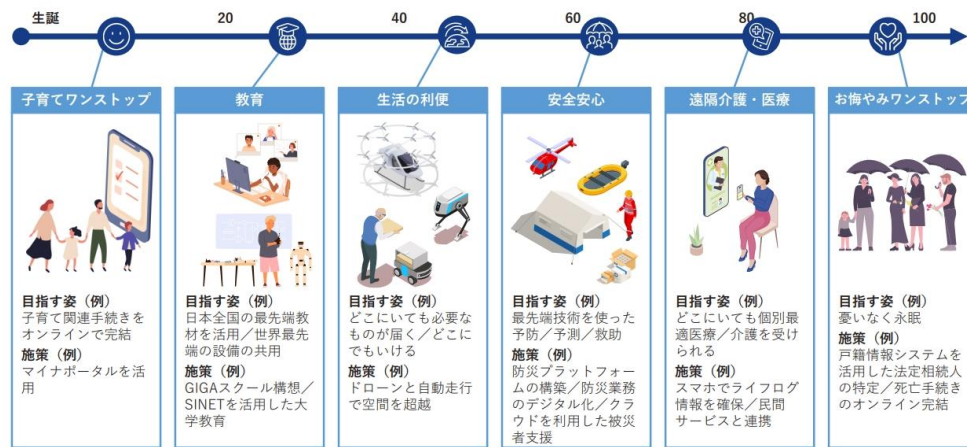
工程表

出典：デジタル庁。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」。
<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program>, (参照2022-09-01)。

(4) デジタル田園都市国家構想

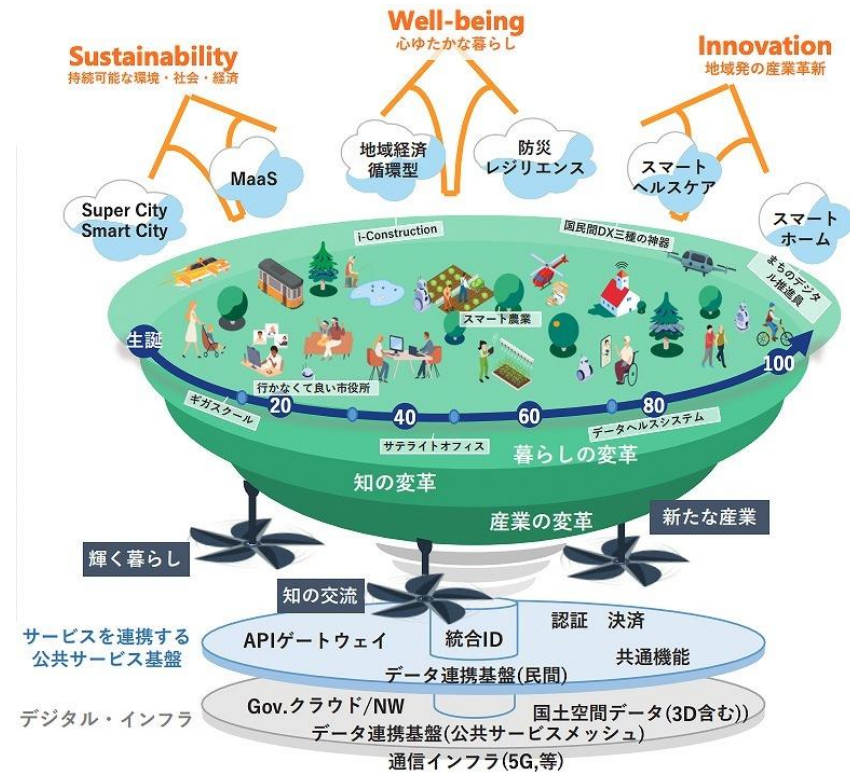
2021(令和3)年11月に第1回デジタル田園都市国家構想推進本部が総務省で開催され、そこから本格的にデジタル田園都市国家構想の検討が開始されました。

同12月に開催された第2回会議で牧島かれんデジタル大臣が発表した「デジタル田園都市国家構想の成功の鍵」の図(右図)は、本構想のイメージとして、広く知れ渡りました。さらには、ゆりかごから墓場まで「田園都市」をポイントとした将来のイメージについて、わかりやすい形で表現されました。



出典：内閣官房. “デジタル田園都市国家構想実現会議”.
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/dai2/gijisidai.html, (参照2022-06-21).

国から公開される資料にはこれまでの難解なものが多かったですが、本構想に関する資料は一般の方々にも分かりやすく作られています。



デジタル田園都市国家構想の成功の鍵

出典：内閣官房. “デジタル田園都市国家構想実現会議”.
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/dai2/gijisidai.html, (参照2022-06-21).

2022(令和4)年6月に「**デジタル田園都市国家構想基本方針**」が閣議決定されました。

デジタル田園都市構想の基本的な考え方

～全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指して～

【取組方針】

- ・人口減少・少子高齢化
- ・過疎化・東京圏への一極集中
- ・地域産業の空洞化

等

【デジタルの力を活用した地方の社会課題解決】

- ① 地方に仕事をつくる
- ② 人の流れをつくる
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 魅力的な地域をつくる
- ⑤ 地域の特色を活かした分野横断的な支援

本方針では、「**デジタルは地方の社会課題を解決するための鍵であり、新しい価値を生み出す源泉である。今こそデジタル田園都市国家構想の旗を掲げ、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)を積極的に推進する**」※という、デジタル化に関する強い決意が表れています。

※出典：内閣官房. “デジタル田園都市国家構想基本方針”. デジタル田園都市国家構想実現会議.
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/index.html, (参照2022-09-20). (一部改変)



【参考】デジタル田園都市国家構想 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitaldenen>
デジタル田園都市国家構想実現会議 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen

(1) DXの必要性

近年、デジタル技術が急速に発展し、あらゆるものがオンラインで結ばれ、人々の生活や価値観は大きく変化してきました。デジタル化が進み生活の利便性が向上する一方、既存のビジネスモデルが崩壊する等、企業にとっては大きな岐路を迎えています。

経済産業省が2018(平成30)年9月に発表した「**DXレポート**」は社会に大きな反響をもたらしました。2025年度にはIT人材が国内で43万人不足することに加え、基幹システムの老朽化で保守費用、人員リソースが割かれることで柔軟さが失われ、急速に変化する世の中に対応できず、価格競争力を失うという、一種のホラーストーリーでもあり、企業の経営層を中心にDXを意識した動きが加速しました。

それに加え、2019(令和元)年に始まった新型コロナウイルス感染症の流行では、オンラインやデジタル化がより加速するだけでなく、ウィズコロナ、アフターコロナ、ニューノーマル(New Nomal)と呼ばれるような新たな生活様式や働き方も定着し、企業にとってDX待ったなしの状態にあります。

一方、自治体についてもコロナ禍においてもオンライン化がされていないため対面での業務が継続され、またワクチン接種においても混乱をきたす等、様々な課題がありました。国からデジタルの方針が示されていることに加え、本町でも少子高齢化、働き手不足、過疎化等による様々な課題があり、デジタルを活用しなければ十分なサービスを提供できない状態となっています。そのため、本町にとってもDXは必要不可欠です。

DXレポート概要

複雑化・ブラックボックス化・老朽化した既存システムが残存した場合、IT人材不足やサポートの終了により、**既存システムの対応に多くの費用やリソース(人材)が割かれ、爆発的に増大するデータを活用しきれず、DXが実現できないために競争力が失われるだけでなく、老朽化したシステムに起因する損失は2025年以降、最大12兆円/年**(現在の約3倍)にのぼる可能性がある。

出典：経済産業省. “DXレポート ～ITシステム「2025年の崖」克服とDXの本格的な展開～”.
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/digital_transformation/20180907_report.html, (参照2022-06-21).

(2) デジタルトランスフォーメーション(DX)とは

国によるデジタルトランスフォーメーション(DX)の定義は以下のとおりです

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズをもちに、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること（経済産業省『DX推進ガイドライン』から引用）

一般的に、デジタルトランスフォーメーション(DX)には3つのステップがあるとされています。

<DXのステップ>



狭義には、手作業をデジタル化する「**デジタイゼーション(Digitization)**」、業務フローやプロセスのデジタル化、新たなサービスを提供する「**デジタルライゼーション(Digitalization)**」は**デジタル化**といわれ、新たなビジネスモデルの創出や新たな顧客体験(UX)の提供をする「**デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)**」が**DX**といわれています。

本計画においては上記3ステップすべてをDXと呼ぶ広義の意味として使用しています。

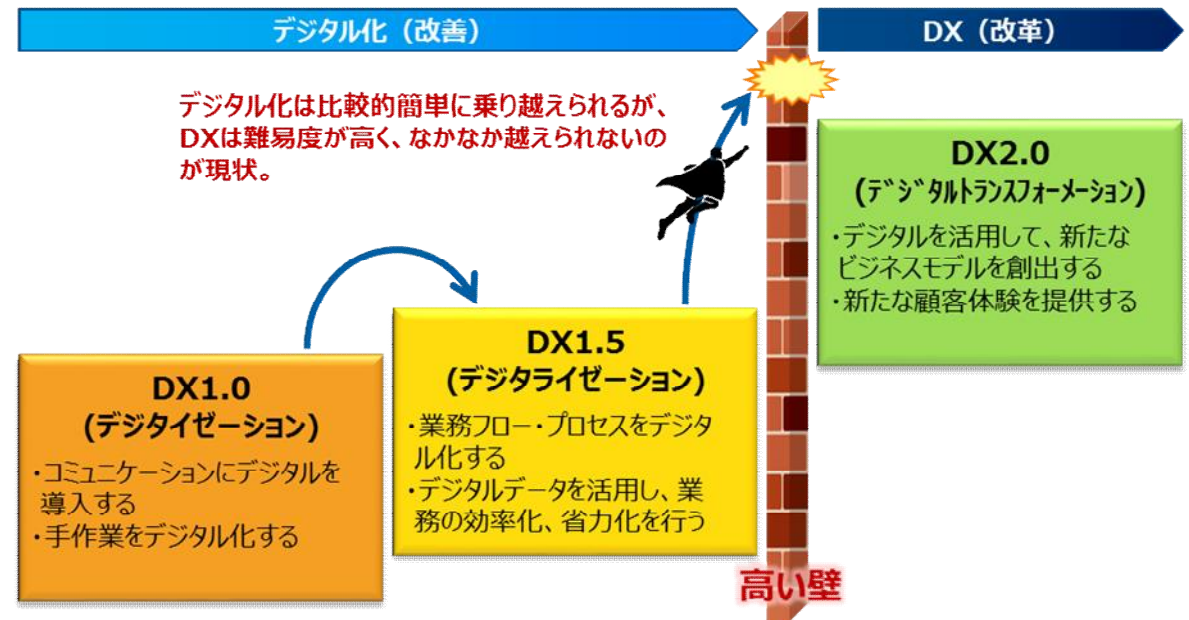
2. DXとは

2018(平成30)年に発表された「DXレポート」以来、『DX』という言葉は浸透してきましたが、現実的には改善レベルであるDX1.5まで到達できても、新たなビジネスモデル創出や新たな顧客価値を提供するDX2.0には非常に高いハードルがあり、ほとんどの企業が実現できていないのが現実です。

しかしながら、現代はインターネットの普及やデジタル技術の進歩により、目まぐるしくビジネス環境が変化しています。地方であっても日本中・世界中と簡単に繋がれる一方、競争も激化し、変化に対応できなければ淘汰されていきます。

DXは決して都会だけに必要とされているものではなく、「意識していないと生き残れない」ことをまず理解していただくことが必要です。

<DXのステップ>



(3) 当庁におけるDXのステップの考え方

先述のとおり、DXには一般的DX1.0(デジタイゼーション)、1.5(デジタルライゼーション)、2.0(デジタルトランスフォーメーション)の3ステップに分類されます。しかしながら、DX1.5と2.0の間には大きな壁があり、なかなか越えられることができません。

当庁ではDX2.0のイメージをより明確化するため、DX1.5と2.0の間に1.7というステップを構え、4ステップで考えることにより、DX実現に向けたイメージをやすくしています。

〈当庁におけるDXのステップの考え方〉

デジタル化(改善)			DX(革新)
DX1.0	DX1.5	DX1.7	DX2.0
業務の一部をデジタル化する (デジタイゼーション)	複数のステップをデジタル化し、 データ連携をする (デジタルライゼーション)	データの後利用がされ、 新たなサービス提供/サービス改善 /業務効率化を行う	データを活用し、革新的なサービス を提供する (デジタルトランスフォーメーション)
例) マイナンバーカードにより申請書の 記入が省略できる	例) マイナンバーカードで証明書の 自動交付等ができる 例) オンライン申請をすれば、来庁 する際には必要な書類が揃っている	例) 申請状況から突発的に来庁者 が多い時期、部署を予測し、最適 な窓口配置をAIが予測する 例) 問いに答えていくことで、必要な 書類や手続きが一覧で表示される	例) 診療情報や納税情報等から 利用可能なサービスや制度が通知 される



このようにDX1.7を作ることで、DXまでのイメージをより細分化します

(4) 自治体DXとは

2020(令和2)年12月に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

自治体DXの道標ともなる自治体DX推進計画は、2020(令和2)年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」に基づいて策定されました。ここには自治体におけるDX推進の意義、取り組む施策、重点取り組み事項等が記載されています。

本計画では、自治体DX推進計画の内容を踏襲するだけでなく、職員一人一人がデジタルリテラシーを高め、職員自らがデジタルを活用して課題解決をしていくことで業務効率化、さらにはデジタルを活用した地域課題の解決及び魅力ある街づくりを目的として策定しています。

自治体DX推進計画の概要

計画期間： 2021(令和3)年1月～2026(令和8)年8月

自治体におけるDX推進の意義：

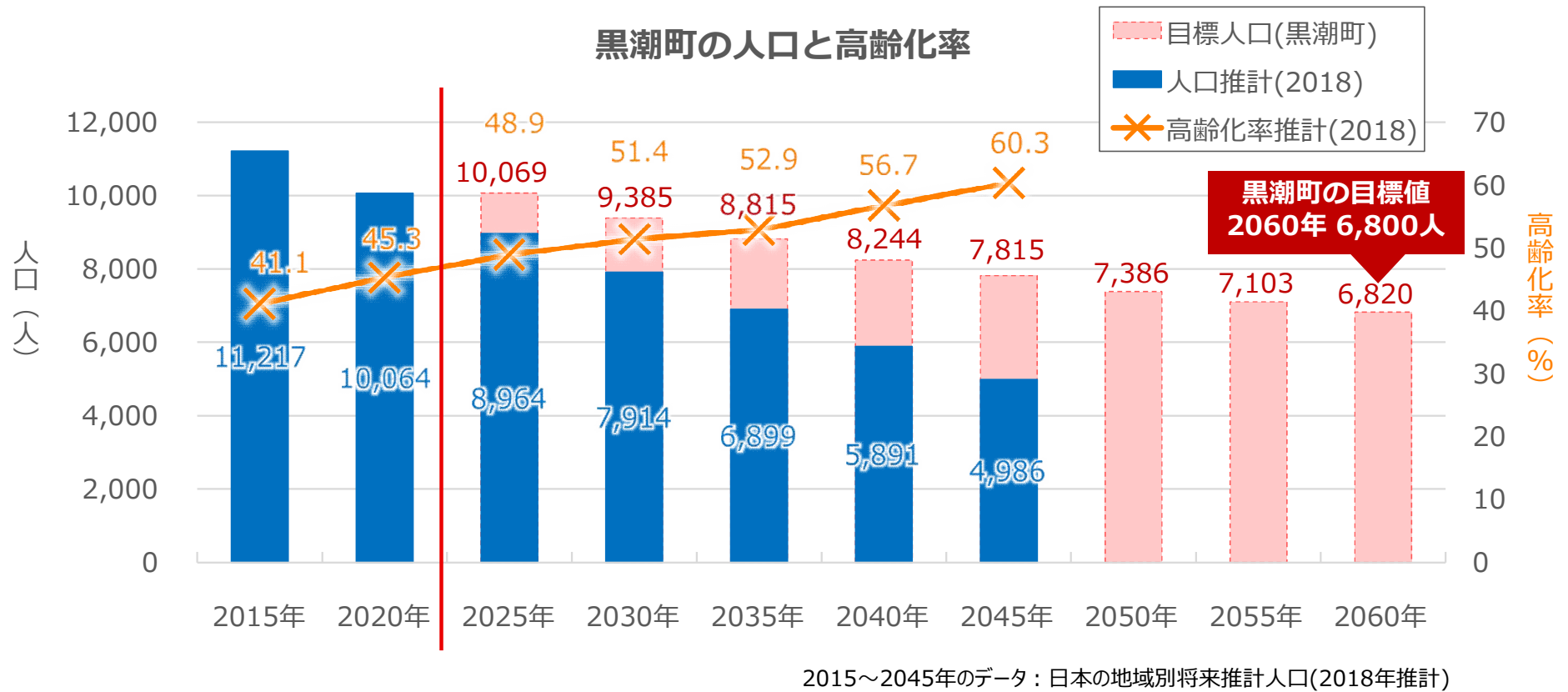
- デジタル技術やデータを活用した住民の利便性向上
- 業務効率化を図り人的資源を行政サービスの更なる向上につなげること
- データ様式の統一化等を図りつつ、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されること

自治体に取り組む施策等：

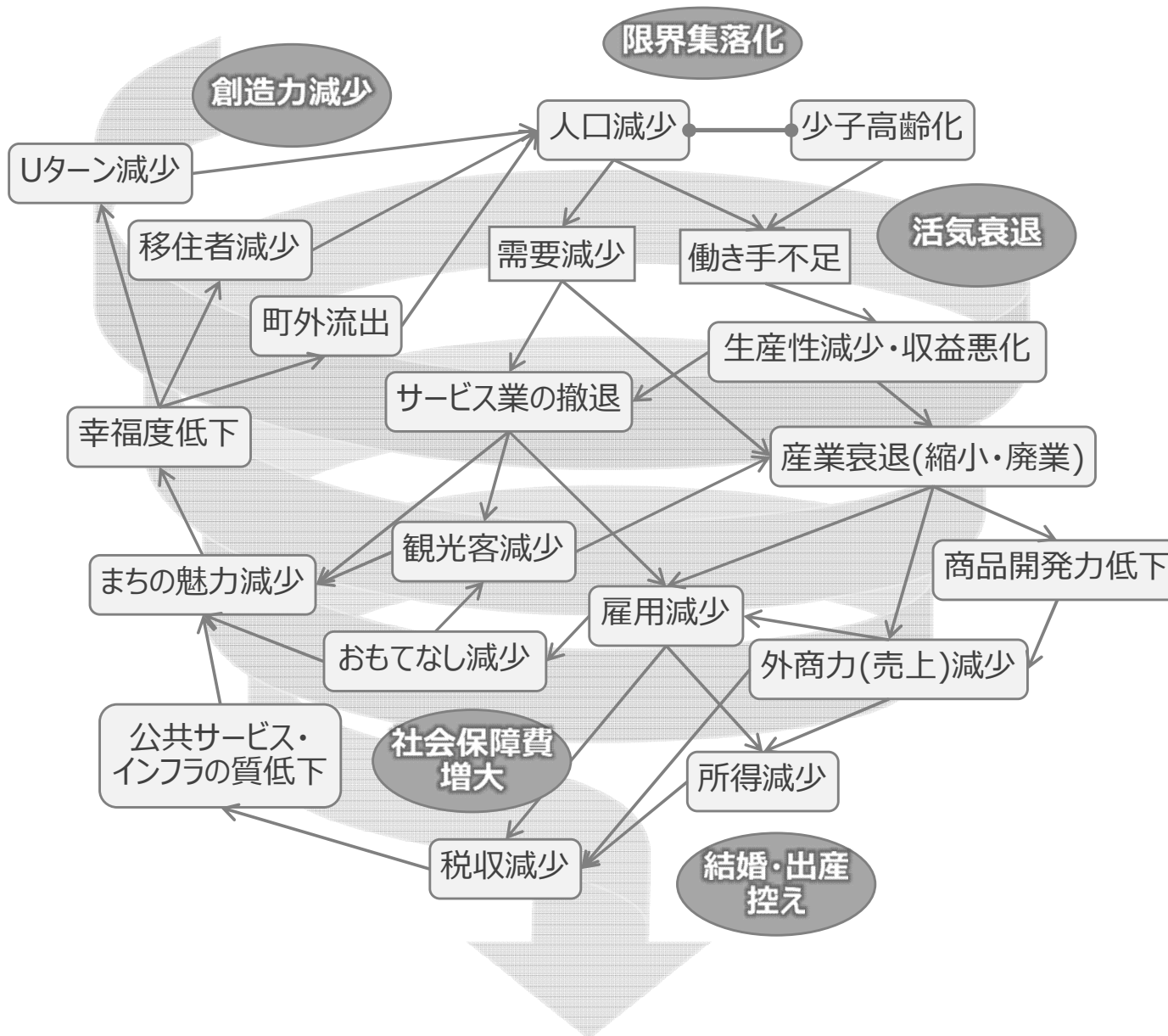
- 推進体制の構築（組織体制の整備やデジタル人材の確保・育成など）
- **6つの重点取組事項**
 - ①自治体情報システムの標準化・共通化
 - ②マイナンバーカードの普及促進
 - ③行政手続のオンライン化
 - ④AI・RPAの利用推進
 - ⑤テレワークの推進
 - ⑥セキュリティ対策の徹底
- その他の取組事項 地域社会のデジタル化(デジタルデバイド対策を含む)など

3. 黒潮町の現状と課題

黒潮町では、急速に進む人口減少と少子高齢化による働き手不足が大きな問題となっています。特に近隣に高等教育機関がなく、高校卒業と同時に町外へ進学、そのまま町外で就職する若者が多くなっています。このまま人口減少、少子高齢化が続くと産業の衰退も加速することから、本町では「黒潮町総合戦略」において①地産外商による安定した雇用の創出、②新しい人の流れを作る、③若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての支援、④地域とともに安心して暮らし続けられる環境の整備を柱とした基本目標を定め、最終的には2060年の人口6,800人を目指しています。



3. 黒潮町の現状と課題



町では既に働き手不足が深刻化していますが、このまま労働力人口の減少が続くと、さらに左図のような負のスパイラルに陥り、衰退の一步をたどってしまうことになりかねません。まさに現在が瀬戸際でもあります。

一方、近年デジタル技術が発達し、システム化による業務効率化だけでなく、町民が便利になるサービス提供、ドローンによる自動配送といった働き手不足の解消にも活用できるようになりました。

本町ではデジタル技術を活用し、町の様々な課題を解決するのみならず、町民に新たな価値を提供し、デジタルを通じて楽しくなるまちづくりを行います。

さらには若者世代を巻き込むことで若者が生き生きと輝けるまち、イノベーションの発信地になることを目指し、改革を続けていきたいと考えています。

4. 目的

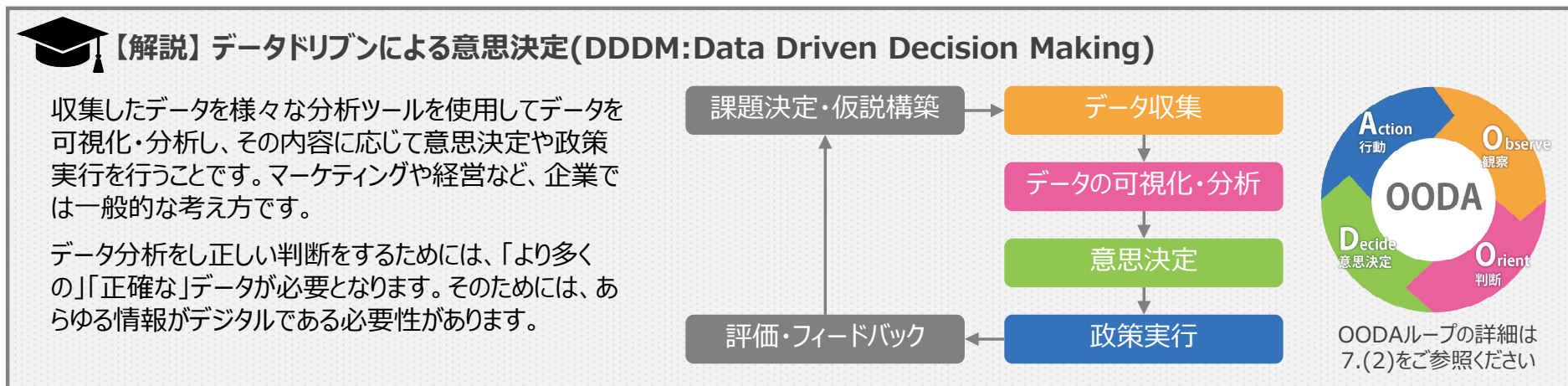
先に記載したとおり、本町では様々な施策を展開しているものの、人口減少、少子高齢化(生産年齢減少)は避けられない問題となっています。それに伴って、既に交通、物流、医療、働き手等、様々な分野で課題が山積しています。人的・資金的にも限界がある中で、これらを解決するためにはデジタル技術を活用することが必要不可欠です。

国としても自治体DXを推進すべく、マイナンバーカードの普及促進、AI・RPAの利用促進、行政手続きのオンライン化、基幹系情報システムの標準化等、様々な対応の方針が定められています。これらに対応することで、庁内業務の省力化、効率化が図ることができ、限られたリソースを住民サービス向上のために充てることができます。

本町におけるデジタル化(DX)とは、単にデジタル技術を導入することではなく、デジタルを活用した住民サービスの向上、業務効率化、および蓄積されたデータを活用した**データドリブンによる意思決定(DDDM:Data Driven Decision Making)**により、住民のニーズに即した政策をより迅速に実行することです。

それらを実現するためには、職員一人一人の意識改革や知識習得だけでなく、各分野における将来のありたい姿をイメージできることが必要不可欠です。本計画では、デジタル化(DX)に向けた基本的な姿勢や目指す姿、取り組みなどを体系的に取りまとめることを目的とします。

また、本計画を推進していくことで、住民の利便性を向上させつつ、住民一人ひとりの生活に寄り添った「誰一人取り残さない、これからも暮らしたくなる黒潮町」を実現し、真のSociety5.0社会を実現していきます。



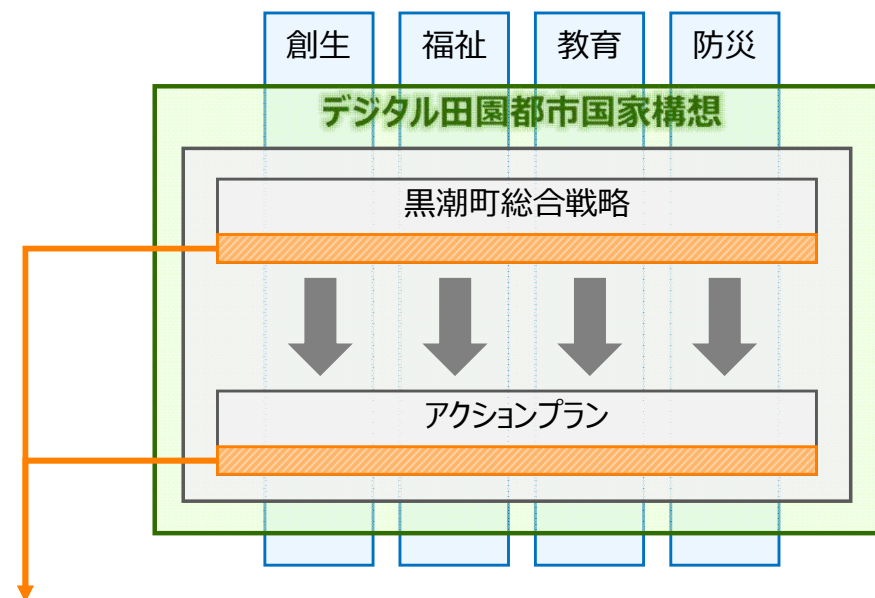
5. 本計画の位置づけ

本町においては、2018(平成30)年より「**黒潮町総合戦略**」を策定し、各種施策や事業を推進してきました。

本戦略は従来のまち・ひと・しごと創生総合戦略に該当する創生基本計画に加え、福祉基本計画、教育基本計画、防災基本計画の4部で構成されており、町の基本的な考え方、重点的に取り組む政策・施策・事務事業を定めています。さらに年度ごとの**アクションプラン**を策定し、各種施策・事業のPDCAを推進してきました。

本計画は黒潮町総合戦略、アクションプランをデジタルの視点で取りまとめたもので、官民データ活用推進基本法(2016(平成28)年12月公布・施行)に定められた**市町村官民データ活用推進計画**(作成は努力義務)、**自治体DX推進計画**(2020(令和2)年12月策定)、**デジタル・ガバメント実行計画**(2020(令和2)年12月閣議決定)、**高知県デジタル化推進計画**等の各種法令や計画についても整合性をもって策定をしています。

庁内や町内でのデジタル化・DXへの取り組み、またそれらを継続的に行っていくためには、これまでと違った視点や発想を持つことが必要不可欠です。そのため継続的な職員の意識改革や教育も必要となってきます。本計画には職員の意識改革や教育要素についても盛り込んでいくことで、職員のスキルアップにも努めていきます。



各計画におけるデジタル領域



庁内業務の効率化・デジタル化

職員の意識改革・教育

黒潮町デジタル化推進計画

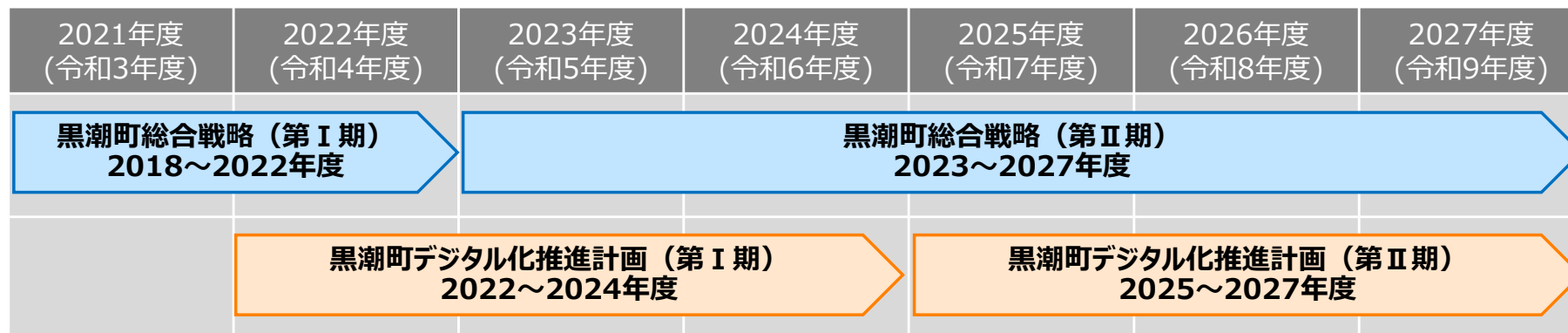
6. 計画期間

計画期間は1期3年を基本とします。

本来であれば黒潮町総合戦略と計画期間を合わせることが望ましいですが、近年は技術進歩が早く、3年先の技術ですら見通すことが非常に難しくなっています。ただ、計画を長期にすることで一定の事業評価も可能になることから、第I期については2022～24年度の3年間としています。

I期である2024年度が終了した時点で検証を行い、計画期間の妥当性についても見直しを実施する予定です。

<黒潮町総合戦略と黒潮町デジタル化推進計画の計画期間>



7. 計画の推進体制および推進手法

(1) 推進体制

本計画の推進にあたり、2022(令和4)年6月に「黒潮町デジタル化推進委員会」を設立しました。CIO(副町長)を委員長とする組織で、デジタル推進係、情報推進係が事務局となり、各課室より委員を選出しています。

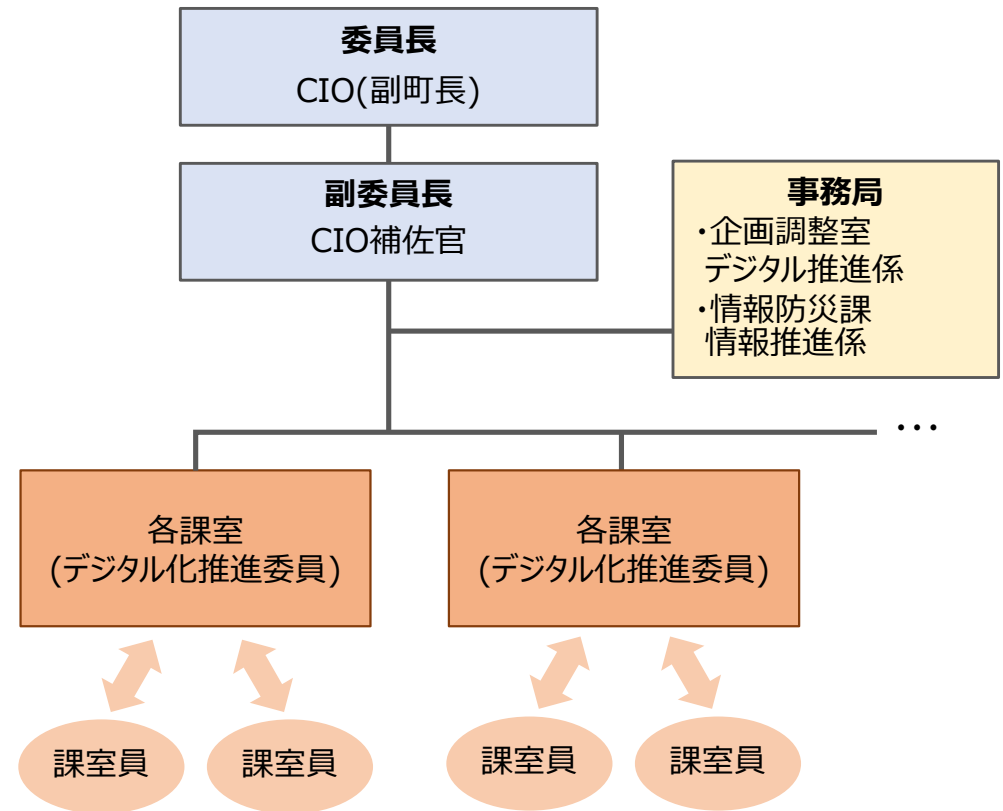
各課室の委員を中心に庁内外の課題の発掘を行い、事務局が詳細のヒアリングによって要件整理を行った後、課題解決の方法を提示、原課を交えて検討を行います。解決策が決定次第、優先順位に基づいて予算化を行います。

各課室に担当を設置することで、より迅速に課題を把握、組織的な対応が可能となります。

【目的】

- 業務改革を先導する人材の育成
- 計画策定に向けた庁内業務における課題や住民ニーズの抽出・取りまとめ
- 庁内デジタル化の実行
- 職員の情報リテラシーの向上
- 情報資産の活用による価値の創造

【組織体制】



7. 計画の推進体制および推進手法

<デジタル化推進委員会推進イメージ>

庁内の課題抽出～解決に向けた推進イメージ

課題の抽出・取りまとめ

- ・ヒアリング・課題抽出
- ・今後のありたい姿検討



対応施策検討

- ・業務改善方法検討（システム導入、カスタマイズ、業務見直し等）
- ・デジタル化ツールの検討（AI-OCR、RPA等）
- ・計画(KPI)策定



施策実行

- ・業務改善
- ・システム導入・運用
- ・進捗管理
- ・効果測定



(2) 推進手法

デジタル化については、日々新たな技術が開発されており、従来のPDCAの手法では最新技術を取り入れたプロジェクト推進が困難となっています。つきましては、本計画ではPDCAとOODA(ウーダ)のハイブリッド型で推進します。

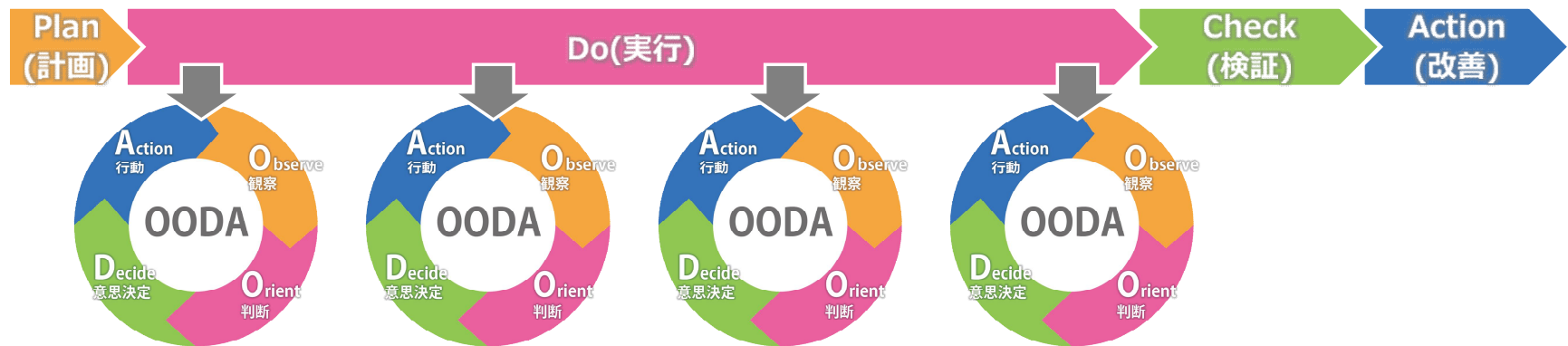
<推進方法イメージ>

(
P
D
C
A
)
従
来

これまでのPDCA形式の場合ですと、Plan(計画)をじっくり練っている間に新しい技術が出てきたり、補助金のタイミングを逃してしまったりすることがありました。



計画の大枠はPDCA形式で！



(
本
計
画
で
の
推
進
方
法
)
ハ
イ
ブ
リ
ッ
ド
型

個別のプロジェクトはOODA形式で！

本計画では大枠はPDCA形式で策定し、個々の施策についてはOODA形式でトライ&エラーを繰り返しながら、スピード感をもって対応していきます。近年は様々な課題が複雑に絡み合っているため、十分に検討して導入したシステムでも時代の変化に対応しきれなくなることも予想されます。その際には、再度計画を見直すことも柔軟に行っていきます。

本町ではデジタル化・DXの推進にあたっての考え方の指針として、以下を行動指針として定めています。

黒潮町のDX実現に向けた行動指針

- 一. 住民参加・住民起点であるべし
- 一. 高いアンテナと低い姿勢は理想を叶える第一歩と認識すべし
- 一. 歩みを止めず、迷いながらも前を向いて考動すべし
- 一. 「できない」魔物に惑わされることなく、できる方法を考えるべし
- 一. 常にチャレンジ精神を忘れず、考え抜いた失敗は許容すべし
- 一. 「こんなこといいな」「できたらいいな」を実現するDXを楽しむべし
- 一. 成功の秘訣は現実とデータと正しい分析にあることを心得るべし
- 一. 部署・組織を超えたコラボレーションでレボリューションを産み出すべし
- 一. 忖度せず、年齢・役職に臆することなく自分の想いを伝えるべし
- 一. 30年後の黒潮町を^{もうそう}空想すべし

以下の基本方針に基づき、本町のデジタル化・DXを推進します。

(1) 住民サービスの向上

- ① 行政手続きのオンライン化
- ② 情報システムの標準化・共通化
- ③ スマート窓口
- ④ その他の取り組み

(2) 便利で住みやすいまちづくり

- ① マイナンバーカードの普及・利活用
- ② オープンデータの利活用
- ③ その他の取り組み

(3) 誰一人取り残されないデジタルなまちづくり

- ① デジタルデバイド(情報格差)層の解消
- ② デジタルを活用した交通・物流問題解消

(4) デジタルで活気のあるまちづくり

- ① デジタルを活用したまちづくり構想
- ② ビジョンマップの作成
- ③ その他の取り組み

(5) 庁内の働き方改革・デジタル人材育成

- ① デジタル人材育成
- ② 行政事務のデジタル化・ペーパーレス化(AI/RPAの利用促進)
- ③ 情報セキュリティ対策の徹底
- ④ テレワークや新たな働き方の推進
- ⑤ その他の取り組み

(6) 教育分野におけるデジタル化

- ① GIGAスクール対応
- ② 保育所のデジタル化

次頁より施策の概要を記載しています

施策の詳細は〈詳細編〉をご参照ください

(1) 住民サービスの向上

役所での手続きは複雑なものが多く、また毎回窓口に来ていただく必要がある、あらゆる手続きに押印が必要など、手間のかかるものでした。これらの手続きを根本的に見直し、スマート窓口、オンライン申請、コンビニ交付サービス等の導入により、利用者向けの利便性向上を図ります。また、国が進めているシステム標準化・共通化にも対応します。

① 行政手続きのオンライン化

<現状・課題>

- 現状は多くの手続きにおいて、役場に出向いていただく必要があります。
- 書類の多くが手書きであり、申請ごとに何度も同じことを入力する等の煩雑さがあるほか、申請された書類を基に職員が手打ちで庁内システムへ入力する等の無駄が発生しています。
- 来庁後、一件ずつ対応しているため、場合によっては長時間お待ちいただくこともあります。

<国や県の指針等>

- 国はデジタル・ガバメント実行計画において、2022(令和4)年度中に、31手続き(うち当庁該当27手続き)についてマイナポータルのぴったりサービスからマイナンバーカードを用いたオンライン手続きに対応するよう自治体へ求めています。

<方針> 【 】は対応目標 は今後の方針を策定

- 国が定めた31手続き(うち当庁該当27手続き)について、利用者がスマートフォンやパソコン等からオンライン申請ができるよう整備します。【2022(令和4)年度】
- 国が定めた手続き以外においても、電子申請システムを活用し、可能な限りオンライン申請ができるよう整備します。【随時】
- 行政手続きのオンライン化に合わせ、押印が必要な書類を見直し、可能な限りハンコレスを目指します。【随時】
- 各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書等)がコンビニで交付できるよう整備します。【2022(令和4)年度】
- 申請時のペーパーレスを目指し、来庁された場合でも申請がデジタルで入力できるよう、タブレットを導入します。

<重要業績評価指標(KPI)>

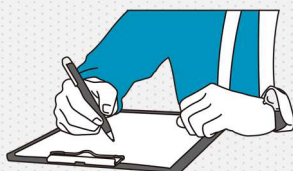
※現状、目標ともに当該年度末時点

指 標	現 状	目 標		
		実績(達成率)		
	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
オンライン申請対応手続き数(累計) (国指定31手続き中 当庁該当27手続き)	—	27	27	27
オンライン申請対応手続き数(累計) (国指定の手続き以外)	—	10	13	16
各種証明書のコンビニ交付対応	—	—	開始	(運用)
各種証明書のコンビニ交付件数	—	—	250	300



【解説】手続きのオンライン化で考慮すべきこと

申請者 手書きで申請書を記入する



職員 申請書を見ながらシステムに入力する



アナログ



デジタル

アナログからデジタルの変換時に時間を要し、さらにミスを誘発する原因ともなりやすい



窓口に来られた方もできるだけデジタル入力にし、変換作業をなくしていきます

② 情報システムの標準化・共通化

<現状・課題>

- ・ 基幹システムについて、現在はNECのCOKASをベンダー提供のクラウドサービスで利用しています。

<国や県の指針等>

- ・ 国は2025年度を目標に戸籍関係、住民基本台帳、各種税、国民健康保険、児童手当等の基幹系20業務について標準化、国の定める共通クラウドシステム「ガバメントクラウド(Gov-Cloud)」へ移行するよう、自治体へ求めています。

<方針> 【 】は対応目標 は今後の方針を策定

- ・ 国の定める標準化対応およびクラウドシステムへの移行を実施します。【2025(令和7)年度】

<重要業績評価指標(KPI)>

※現状、目標ともに当該年度末時点

指 標	現 状	目 標		
		実績(達成率)		
	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
標準化に向けた準備(Fit&Gap)	—	実施	実施	実施
基幹システム標準化対応業務数(累計)	—	0	0	(構築)

施策(1) 住民サービスの向上



【解説】自治体システムの標準化に関するスケジュール（国の計画）


	2020	2021	2022	2023	2024	2025
住民記録システム	仕様作成	システム開発	システム移行			
第1グループ 介護、障害者福祉、就学、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税	仕様作成		システム開発	システム移行		
第2グループ 選挙人名簿管理、国民年金、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援			仕様作成	システム開発	システム移行	


③ スマート窓口

<現状・課題>

- ・ 現状は事象別(引越、出生、死亡、結婚等)に必要な手続きを自分で探さなければならず、来庁した際、職員に言われて別に必要な手続きがあることを知る利用者もいらっしゃいます。
- ・ 各種手続には添付書類が多いうえにわかりづらいことも多く、添付書類がないために再度来庁していただくなどのご不便をおかけしています。
- ・ 手続き方法等、電話で問い合わせる際には開庁時間内に問い合わせなければならず、時間的制約がありました。

<国や県の指針等>

<方針> 【 】は対応目標  は今後の方針を策定

- ・ 利用者の個別の事象に合わせて必要な手続きが一覧で分かる、手続ガイドを導入します。【2023(令和5)年度】
-  オンライ申請、来庁(対面)、電話でも必要な手続きや部署がわかり、手続きが迅速に行えるスマート窓口の導入を検討します。

<重要業績評価指標(KPI)>

※現状、目標ともに当該年度末時点

指 標	現 状	目 標		
		実績(達成率)		
	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
手続ガイド対応業務数(累計)	—	0	8	12

(2) 便利で住みやすいまちづくり

マイナンバーカードにはマイナンバーのほかに、「電子証明書」「ICチップの空き領域」があり、民間を含め幅広く利用が可能となっています。マイナンバーカードを広く普及・利活用することで、利便性を向上させます。また、オープンデータの利活用に寄り、民間の力も活かした便利で住みやすいまちづくりを目指します。

① マイナンバーカードの普及・利活用

<現状・課題>

- 住民におけるマイナンバーカードの所有率は48.8%(2022(令和4)年4月1日時点)です。全国平均は43.3%で
- 現状は役場での各種申請において、マイナンバーカードを利用できる申請はありません。
- 現状はマイナンバーカードを利用した本人確認によるオンライン申請は行っていません。

<国や県の指針等>

- 国はデジタル社会の実現に向けた重点計画において、「令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指す」ことを2021(令和3)年6月に閣議決定しました。
- 国はデジタル・ガバメント実行計画において、2022(令和4)年度中に、マイナポータルのぴったりサービスからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きに移行するよう自治体へ求めています。
- 国はマイナンバーカードを用いた各種証明書のコンビニ交付への対応を推奨しています。

<方針> 【 】は対応目標 は今後の方針を策定

- マイナンバーカードを活用して、行政手続きの申請がオンラインで24時間365日行えるよう整備します。【2022(令和4)年度】⇒(1)①参照
- マイナンバーカードを活用して、証明書のコンビニ交付ができるよう整備します。【2022(令和4)年度】⇒(1)①参照
- マイナンバーカード普及率100%に向けて、普及促進の取り組みを行います。

施策(2) 便利で住みやすいまちづくり

<重要業績評価指標(KPI)>

※現状、目標ともに当該年度末時点

指 標	現 状	目 標		
		実績(達成率)		
	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
マイナンバーカード普及率	48.8%	100%	100%	100%

② オープンデータの利活用

<現状・課題>

- 2021(令和3)年2月に「黒潮町オープンデータ利用規約」を定め、政府（デジタル庁）の定める推奨データセットのうち、公共施設一覧、観光施設一覧等の13種類のオープンデータの公開をしています。

<国や県の指針等>

- 国では2016年に「官民データ活用促進基本法」が制定され、オープンデータの利用が加速されました。
- 総務省では2020(令和2)年度中に地方公共団体のオープンデータ取組率100%実現を目指し、様々な支援施策を行ってきました。
- 国(デジタル庁)は推奨データセットとして、基本編14種類、応用編8種類を公開しています。(2021(令和3)年3月現在)

<方針> 【 】は対応目標 は今後の方針を策定

- 引き続きオープンデータの公開を行います。(現在公開しているオープンデータ以外に企業等から要望があった際には、都度検討します。)

<重要業績評価指標(KPI)>

※現状、目標ともに当該年度末時点

指 標	現 状	目 標		
		実績(達成率)		
	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
オープンデータ公開数	13種類	13種類	13種類	13種類

(3) 誰一人取り残されないデジタルなまちづくり

町内には高齢者を中心としたデジタル機器を扱うことのできないデジタルデバインド層が一定数存在します。それらの方々にも安心してスマートフォンなどのデジタル機器を使っていただけるよう、スマホ教室やいつでも操作を聞くことのできる体制を構築します。また、デジタルを活用して、町内の様々な課題を解決します。

① デジタルデバインド(情報格差)層の解消


<現状・課題>

- 高齢者のスマートフォンへの変更理由として、「高知家健康パスポート」の電子化に対応するため、が一定数いらっしゃいました。(職員によるヒアリングより)
- 町内に携帯電話販売代理店がなく、交通弱者にとっては来店が大きなハードルとなっています。
- 町内にスマートフォンの操作等を気軽に相談できる先がなく、高齢者がスマートフォン所有を敬遠する要因となっていることが予想されます。
- 町内の全家庭に町営の光ケーブルが敷設されており、インターネット環境は整備されています。(要契約)

<国や県の指針等>

- 国としてもデジタルデバインド解消に向け力を入れており、デジタルデバインド層向けのスマートフォン操作講習を実施する、デジタル活用支援推進事業等を行っています。

<方針> 【 】は対応目標 は今後の方針を策定

- 企業と連携し、デジタル活用支援推進事業を利用したスマホ教室を町内で実施します。【2022(令和4)年度】
-  デジタルデバインド層対策として、スマートフォンの利用についてわからないことを「いつでも聞ける」スマホ活用支援スキームについて検討します。

施策(3) 誰一人取り残されないデジタルなまちづくり

<重要業績評価指標(KPI)>

※現状、目標ともに当該年度末時点

指 標	現 状	目 標		
		実績(達成率)		
	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
スマホ教室の開催 (デジタル活用支援推進事業)	—	8ヶ所25コマ	8ヶ所25コマ	8ヶ所25コマ

② デジタルを活用した交通・物流問題解消



<現状・課題>

- 2022(令和4)年度から拳ノ川診療所は院外処方となりましたが、門前薬局がなく、もっとも近い薬局でも約10km離れており、交通弱者にとって処方薬の受け取りが大きな課題となっています。
- 2021(令和3)年度で農作物等の庭先集荷が終了し、農作物や飲食物を生産し、道の駅等に出荷していた交通弱者の生き甲斐が失われつつあります。
- 本町では鉄道やバスの本数が少なく、またタクシーも1社しかないことから、交通弱者の移動や買い物が課題となっています。

<国や県の指針等>

- 国土交通省では日本版MaaSの実現に向けて、バスを効率的に運行する仕組みとしてAIを活用したオンデマンドバス導入を支援しています。
- 国土交通省ではドローンを活用した物流の実証等や法整備等を実施しています。

<方針> 【 】は対応目標 は今後の方針を策定

-  高知県中山間地域デジタル化支援事業を利用したドローンにおける物流実証実験を実施し、ドローンを活用した物流の方向性を検討します。【2022(令和4)年度】
-  AIオンデマンドバスによる新たなバスの運行方法を検討します。【2022(令和4)年度】

<重要業績評価指標(KPI)>

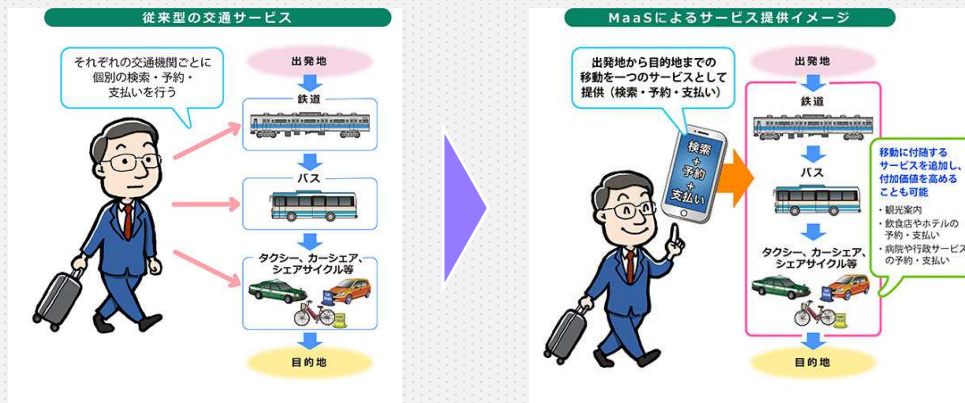
※現状、目標ともに当該年度末時点

指 標	現 状	目 標		
		実績(達成率)		
	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
ドローンを活用した物流実証実験 (高知県中山間地域デジタル化支援事業)	—	1(実証)		



【解説】MaaS(マース)

Mobility as a Serviceの略。個々の移動ニーズに対応して、複数の公共交通にそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて、検索・予約・決済等を一括で行うサービスのことです(国交省、一部編集)。従来の交通手段やサービスに、自動運転やAIなどの様々な先端技術を組み合わせた次世代の交通サービスが含まれることもあります。

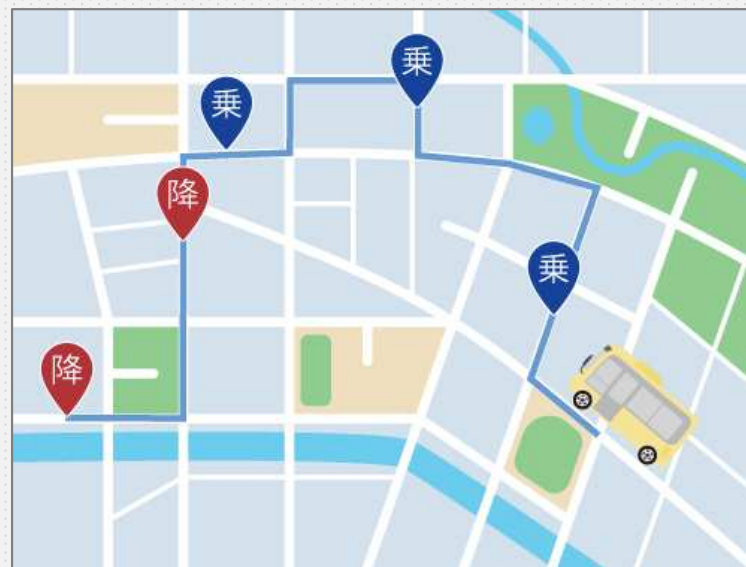
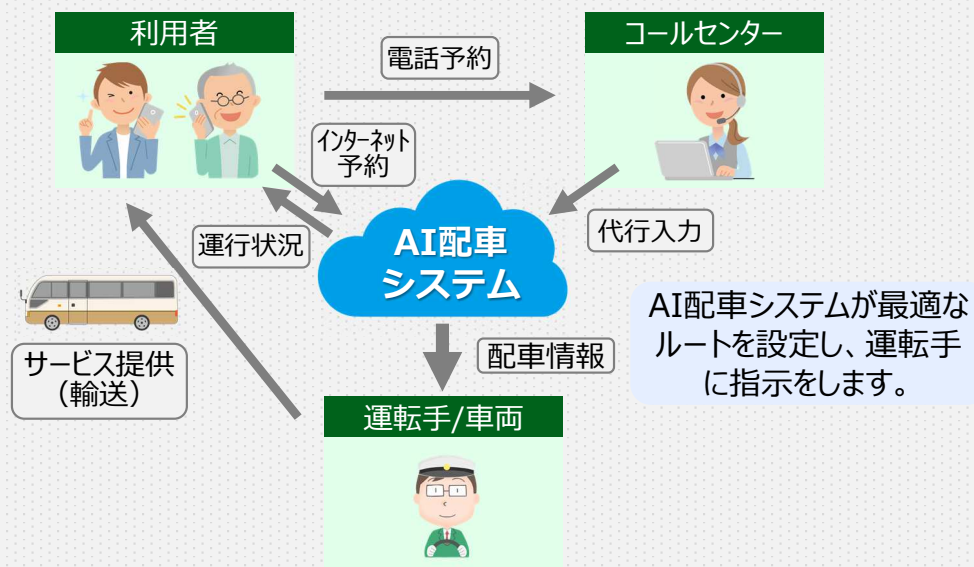


出典：内閣府大臣官房政府広報室。「移動」の概念が変わる？ 新たな移動サービス「MaaS(マース)」。政府広報オンライン。
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201912/1.html>。(参照2022-06-21)。

【解説】MaaS(マース) (つづき)

<AIオンデマンドバス>

利用者の予約に対し、AIが最適なルートを選択し、バスの配車を行うサービスです。路線や時刻を定めなくても、利用者の要望に応じて、効率的に運行できることで近年、注目が集まっています。



(4) デジタルで活気のあるまちづくり

近年はAIやVR(仮想現実)やメタバースをはじめとした映像技術、ロボットやドローン等様々なデジタル技術が進化しています。デジタルは課題を解決するだけでなく、暮らしをより豊かにすることもできます。本町ではデジタル技術を積極的に導入することにより、若者も高齢者もイキイキできる、より魅力あるまちづくりを目指します。

① デジタルを活用した全体構想


<現状・課題>

- これまで個々の施策に対してデジタルの活用は検討されてきましたが、デジタルを軸としたまちづくりの構想は立てられていません。
- 近年、様々な技術やソリューションが生み出されておりますが、必ずしも当町に合致するものとは限りません。本町の課題や過去の経緯も踏まえ、最適かつ持続可能な方針を策定することが必要不可欠です。

<国や県の指針等>

- 国が提唱するデジタル田園都市国家構想では、デジタルを活用した課題解決を促進しています。また、明確に方針を打ち出し、DXを推進している自治体に対し、交付金を支給しています。

<方針> 【 】は対応目標 は今後の方針を策定

-  様々な最新デジタル技術に関する情報を収集し、町内の課題と照らし合わせ、本町におけるデジタルを中心とした全体構想を策定します。【2022(令和4)年度】

施策(4) デジタルで活気のあるまちづくり

<重要業績評価指標(KPI)>

※現状、目標ともに当該年度末時点

指 標	現 状	目 標		
		実績(達成率)		
	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
デジタルを活用した全体構想	—	構想策定	(実行)	(実行)

② ビジョンマップの作成


<現状・課題>

- 各分野における住民のニーズについては各課室において把握していますが、黒潮町の将来の全体像を考える機会はありませんでした。
- 民間企業においては経営ビジョンを可視化するビジョンマップの作成が行われています。
- 一部の自治体においても将来のありたい姿をビジョンマップにまとめる取り組みが行われています。

<国や県の指針等>

- 特にありません

<方針> 【 】は対応目標 は今後の方針を策定

-  住民参加型のワークショップを開催し、様々な視点からの意見を集約、そのうえで黒潮町の将来のありたい姿をイメージしたビジョンマップを作成します。【2023(令和5)年度】

<重要業績評価指標(KPI)>

※現状、目標ともに当該年度末時点

指 標	現 状	目 標		
		実績(達成率)		
	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
ビジョンマップ作成ワークショップ	—	(方針策定)	2回	2回



【解説】ビジョンマップ

参加者(役場職員、住民等)が共通理解を持ち、ワークショップを通じて「未来のありたい姿(ビジョン)」をイラストを中心としたマップに表現する活動です。デザイン思考をベースとし、バックカスティングで内発的かつ共感に基づいた発想から「将来のありたい姿」を描いたうえで、今できることに落とし込んでいきます。

大企業を中心とした企業で多く取り入れられている手法で、会社の目指す姿や自分たちのやりたいことを明確化するためによく行われていますが、自治体において行っているところは少数にとどまります。

▶ 北海道神恵内村のビジョンマップ

神恵内村が10年後の未来に目指す姿 v1.2

●コンセプト：住むのは今、神恵内村（住みやすさは変わらないが、住いやすさは変わる）
●戦略：本村の最大の資源である「人の温かさ」「世代間の連携や支え合い」の強みを最大限に
生かして、地域定住と移住定住を促し、多様な働き手や生活者の集まり、移住定住者の定住を促すことで、全世代対応のまちづくり
人口増加とともに働き方が大きく変わる小さな村

●コンセプト

- ① 住みやすさを保ちながら、移住定住を促す
- ② エネルギーの脱炭素化
- ③ 地域資源を活かした産業振興
- ④ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑤ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑥ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑦ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑧ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑨ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑩ 移住定住を促すためのまちづくり

●教育

- ① 移住定住を促すためのまちづくり
- ② 移住定住を促すためのまちづくり
- ③ 移住定住を促すためのまちづくり
- ④ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑤ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑥ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑦ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑧ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑨ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑩ 移住定住を促すためのまちづくり

●インフラ・防災

- ① 移住定住を促すためのまちづくり
- ② 移住定住を促すためのまちづくり
- ③ 移住定住を促すためのまちづくり
- ④ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑤ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑥ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑦ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑧ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑨ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑩ 移住定住を促すためのまちづくり

●行政

- ① 移住定住を促すためのまちづくり
- ② 移住定住を促すためのまちづくり
- ③ 移住定住を促すためのまちづくり
- ④ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑤ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑥ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑦ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑧ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑨ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑩ 移住定住を促すためのまちづくり

●その他

- ① 移住定住を促すためのまちづくり
- ② 移住定住を促すためのまちづくり
- ③ 移住定住を促すためのまちづくり
- ④ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑤ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑥ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑦ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑧ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑨ 移住定住を促すためのまちづくり
- ⑩ 移住定住を促すためのまちづくり

© 2022 F/Ru Japan Limited

(5) 庁内の働き方改革・デジタル人材育成

今後予想される住民の少子高齢化に伴い、職員数が減少することも予想されます。また、限られた職員の中で多様化するニーズに対応するためにも、町内の働き方改革は必要不可欠です。そのため、RPAやAIを活用してコンピュータに任せられる作業はコンピュータに任せ、人間にしかできない業務にリソースを注力します。また、DXを進めていくにあたり、職員のデジタルリテラシー向上が必要不可欠です。継続したデジタル教育を実施するとともに、若手・ベテラン関係なく自由に対話ができる雰囲気醸成し、自ら考え、気づき、改善(デジタル化)することのできる職員を育成します。

① デジタル人材育成

<現状・課題>

- ・ 現状、職員のデジタル面に関する教育は行われていませんでした。
- ・ 自治体・民間問わず全国的にデジタル人材が不足し、専門人材の確保は非常に厳しい状態が今後も続く見込みです。

<国や県の指針等>

- ・ 国は2022年より5年間で230万人のデジタル推進人材の育成を目標としています。

<方針> 【 】は対応目標 は今後の方針を策定

- ・ デジタル化推進委員会を1回/月実施し、委員を通じて各課室のデジタル化意識醸成および庁内改革を実施します。
- ・ 職員自身のデジタルに関する知識、スキル向上の為、DX教育を継続的に実施します。

施策(5) 庁内の働き方改革・デジタル人材育成

<重要業績評価指標(KPI)>

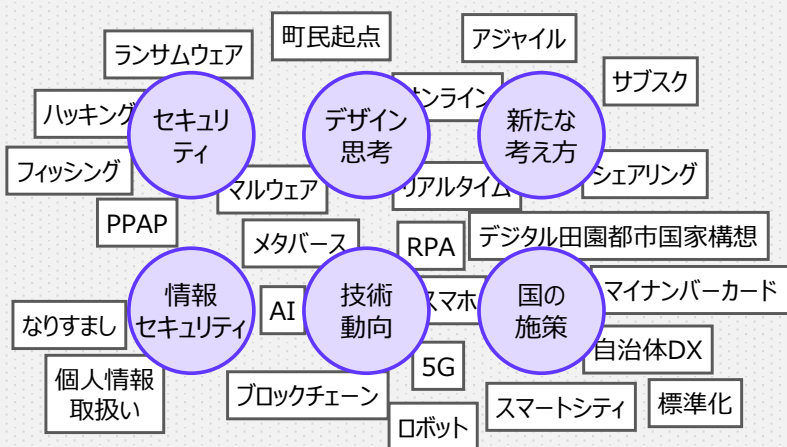
※現状、目標ともに当該年度末時点

指 標	現 状	目 標		
		実績(達成率)		
	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
デジタル化推進委員会	—	10回	10回	10回
職員向けDX教育	—	4回	4回	4回



【解説】人材育成の重要性

DX推進において、要といわれるのは「人材育成」です。民間企業においても、DXが成功しているところは必ずといっていいほど人材育成に力をいれています。デジタル化やDXはあくまでも手段にしかすぎませんので、システム部門やDX部門だけが勉強すればいいのではありません。全職員が基礎知識を習得し、自分の業務に置き換えて考えられるようになることが重要です。



全ての技術について理解するのは難しいが、
浅く広く理解しておけば、必要時に活用ができる！

- ✓ 担務に関わらず、全職員が基礎的な知識を身に着ける
- ✓ 常にアンテナを高く、他の市町村の動きを見張り、いいものは取り入れる
- ✓ 1つの課題だけに着目するのではなく、複数の課題を関連付けて考える

(例) 平常時にも災害時にも使えるタブレット



② 行政事務のデジタル化・ペーパーレス化（AI/RPAの推進）


<現状・課題>

- 当庁において、AI・RPA等は現状導入されていません。
- これまで個々の課題に対するシステム導入等は検討を進めてきましたが、全庁的な課題調査は行われてきませんでした。

<国や県の指針等>

- 国は自治体DX推進計画において、重点的に取り組むべき項目として、AI・RPAの利用促進をあげています。

<方針> 【 】は対応目標 は今後の方針を策定

- 庁内の課題把握のため、全庁的な課題調査を実施し、優先度の高い者からデジタル化に取り組みます。【2022(令和4)年度】
- 庁内でデジタル化に関する相談窓口を設置し、課題を認識した際、いつでも相談できる体制を構築します。
- 庁内業務効率化に向けてRPAを導入します。【2022(令和4)年度】
-  庁内業務において、AIで効率化が図れる業務について検討します。
- ペーパーレス会議システムを導入し、庁内における会議のペーパーレス化を図ります。【2022(令和4)年度】
- AI議事録作成支援システムを導入し、議事録作成にかかる業務負荷軽減を図ります。【2022(令和4)年度】



【解説】RPA(アールピーイー : Robotic Process Automation)

人間がコンピュータを通して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作で代替することです。毎日決まったサイトから情報を抽出する、各所からきたExcelの調査票を1つにまとめる、あるシステムから情報を抜き出し、他のシステムに入力する・・・等、定型的な作業手順をロボットに覚え込ませることで、あとは自動で処理してくれるソフトウェアの総称です。判断を伴わない、単純な繰り返し作業に向いています。



Aシステムから一覧をファイルでダウンロードし、Bシステムへ転記する

毎日職員が手でやっていた作業を、ロボット(RPA)が自動で代行します

施策(5) 庁内の働き方改革・デジタル人材育成

<重要業績評価指標(KPI)>

※現状、目標ともに当該年度末時点

指 標	現 状	目 標		
		実績(達成率)		
	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
庁内における課題解決	—	5業務	10業務	10業務
RPAによる業務効率化	—	3業務	8業務(累計)	13業務(累計)
ペーパーレス会議システムの導入	—	導入	(運用)	(運用)
AI議事録作成支援システムの導入	—	導入	(運用)	(運用)

③ 情報セキュリティ対策の徹底


<現状・課題>

- 情報セキュリティ管理規定は2013(平成25)年度に制定されましたが、外部クラウドサービスの利用ルールやテレワーク時のルール等、最新の技術動向や考え方を反映できていません。

<国や県の指針等>

- 国は自治体DX推進計画において、重点的に取り組むべき項目として、セキュリティ対策の徹底をあげています。

<方針> 【 】は対応目標 は今後の方針を策定

-  クラウドシステムを採用する場合のセキュリティ基準を検討します。【2022(令和4)年度】
- 情報セキュリティ管理規定を最新化します。【2023(令和5)年度】

<重要業績評価指標(KPI)>

※現状、目標ともに当該年度末時点

指 標	現 状	目 標		
		実績(達成率)		
	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
情報セキュリティ管理規定	—	最新化	(継続)	(継続)

④ テレワークや新たな働き方の推進


<現状・課題>

- 自治体(市区町村)におけるテレワーク導入率は2020(令和2)年10月時点で約20%でしたが、2021(令和3)年10月には約49%にまで伸びています(総務省調査)。
- テレワークを導入している自治体におけるテレワークの形態は在宅勤務 約95%、モバイルワーク 約21%、サテライトオフィス 約31%等と在宅以外での活用も増えつつあります(2021(令和3)年10月, 総務省調査)。

<国や県の指針等>

- 総務省では2021(令和3)年4月に「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」を発行し、テレワークの導入を推進しています。
- 総務省では2018(平成30)年3月に「地方公務員における女性活躍・働き方改革推進のためにガイドブック」を発行しています。その中において、「総労働時間の削減」「柔軟な働き方の推進」「研修・評価を通じた意識啓発」について取り上げています。
- 国は「自治体DX推進計画」において、重点的に取り組むべき項目として、テレワークの推進をあげています。

<方針> 【 】は対応目標 は今後の方針を策定

- テレワークシステムを導入し、自宅や出張先から庁内のシステムを利用できる環境を構築します。【2022(令和4)年度】
-  自宅待機や出張以外におけるテレワーク実施制度が整備されていないことから、今後在宅勤務等の方針を検討をします。

施策(5) 庁内の働き方改革・デジタル人材育成

<重要業績評価指標(KPI)>

※現状、目標ともに当該年度末時点

指 標	現 状	目 標		
		実績(達成率)		
	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
テレワークシステムの導入	—	導入	(運用)	(運用)

(6) 教育分野におけるデジタル化

2019年に始まったGIGAスクールでは全国の児童・生徒1人に1台のコンピュータが整備され、2020年からは小学校においてもプログラミング教育が必修化され「プログラミング的思考」の習得をさせるなど、デジタル化が進んできましたが、教育現場においてはまだまだデジタル化が進んでいないのが現状です。

① GIGAスクール対応

<現状・課題>

- 2021(令和3)年度までに小中学校に1人1台パソコン用としてタブレットPC710台(ipad450台、Windows260台)を導入しました。
- 2021(令和3)年度までに小中学校に遠隔授業用Webカメラ・マイクスピーカー各16台、プロジェクター64台、書画カメラ36台、電子黒板11台を導入(更新)しました。
- 2021(令和3)年度までに小中学校に指導者用デジタル教科書、学習支援ソフト(ロイロノート)、プログラミング教材等を導入し、デジタル教科書用のwebサーバを構築しました。
- 2021(令和3)年度までに小中学校の主要教室すべてに無線LAN(Wifi)を整備しました。
- 2020(令和2)年度はGIGAスクールサポーター、2021年度はICT支援員を配置しました。
- 機器操作や教材作成に関して教員によるスキルの差が大きく、平準化(人材育成)が必要です。

<国や県の指針等>

- GIGAスクール構想では校内通信ネットワークの整備及び児童生徒1人1台端末の整備を求めています。(当初は2023(令和5)年までであったが、新型コロナウイルス感染症流行により、2020(令和2)年度に前倒し)
- GIGAスクール構想では学校でのICT利活用の補助として、GIGAスクールサポーターの配置を推奨して求めています。

<方針> 【 】は対応目標 は今後の方針を策定

- GIGAスクール構想に必要な機器、システムの整備を行います。【継続】

施策(6) 教育分野におけるデジタル化

<重要業績評価指標(KPI)>

※現状、目標ともに当該年度末時点

指 標	現 状	目 標		
		実績(達成率)		
	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
指導者用デジタル教科書更新(小学校)	—	—	—	7校
遠隔授業用パソコン導入	—	40台		
ICT支援員の配置	配置	配置	配置	

② 保育所のデジタル化

<現状・課題>

- ・ 保育所では事務処理の多くが手作業で、職員の業務負荷増大の原因となっています。

<国や県の指針等>

- ・ 2018(平成30)年、経済産業省が「保育現場のICT化・自治体手続等標準化検討会」に関する報告書を公開し、そこでは保育現場のICT化が求められています。
- ・ 園児の情報も紙ベースで管理されているため、進級時の情報引継、兄弟情報の参照、アレルギー情報の管理、各機関からの照会等の確認に時間を要しています。
- ・ 各種申請、勤怠管理や勤務時間集計に関しても手作業が多く、効率化・正確性の観点よりシステム化が急務となっています。

<方針> 【 】は対応目標 は今後の方針を策定

- ・ 保育所のデジタル化に取り組みます。【2023(令和5)年度】

<重要業績評価指標(KPI)>

※現状、目標ともに当該年度末時点

指 標	現 状	目 標		
		実績(達成率)		
	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
保育園システムの導入	—	導入	(運用)	(運用)